

契 第 128 号
令和4年1月26日

建設関係課長 様

契約検査課長
(建設工事監理室)

令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る
主任技術者の専任及び現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて（一部改正）

このことについて、令和3年11月18日付け契第97号により通知しておりますが、
下記のとおり取り扱いを一部変更しましたので通知します。

記

- 1 現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて一部変更
別紙2「現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて」及び
「現場代理人の兼務に関する特記仕様書（令和3年度発生豪雨等災害特例適用）」
のとおり

[変更概要]

令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事が含まれる場合には、契約金額
が3,500万円以上の工事も2件まで兼務を認めるものとする。

- 2 適用対象

令和4年1月19日以降に松江市が入札公告及び指名通知する工事から適用。
なお、適用日以前に松江市が発注した工事については、発注者の判断とする。
(建築関係工事は適用の対象外)

※本取扱いを廃止（もしくは変更等）する際は、別途通知する。